

改正

平成28年3月31日条例第2号  
平成28年9月23日条例第25号  
平成29年6月16日条例第14号

西東京市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 西東京市（以下「市」という。）は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日条例第25号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月16日条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号）による子供の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号）による

	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第110号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	私立幼稚園等の就園奨励費及び園児保護者負担軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	西東京市難病者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第187号）による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	障害福祉サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

1 法別表第1の下欄に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護法による保護の実施又は就労支援自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の</p>

		徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）別表第1の下欄に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

3 別表第1の右欄に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		<p>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 西東京市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	西東京市子供の医療費の助成に関する条例による子供の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護関係情報であって規則</p>

		で定めるもの (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	西東京市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの (3) 西東京市子供の医療費の助成に関する条例による子供の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	私立幼稚園等の就園奨励費及び園児保護者負担軽減に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 西東京市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	西東京市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	西東京市難病者福祉手当条例による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	規則で定めるもの	(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	障害福祉サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険法による介護サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの